

入学に必要な書類と手続き

メロス言語学院

(在留資格認定証明書の書類)

1・旅券について

※ 旅券所持者は出入国歴の部分すべてのコピーをして送付して下さい。

但し、中国の場合、旅券はあとでも結構です。

2・入学願書（本人直筆のこと）

△ NO.8 旅券番号、有効期限を必ず記入して下さい。

△ NO.12 学歴は最終学歴まで書いて下さい。

△ NO.13 職歴は会社名と職歴まで詳しく書いて下さい。

△ NO.14 家族欄は現地居住家族（在外）

日本に家族の一部が居住の場合（在日）

3・留学同意書（父兄及び留学費用負担者の直筆のこと）

4・履歴書

所定用紙に本人直筆のこと。

学歴欄は小学校から記入して下さい。（各国法定年齢外に入学した者は小学校の入学年月、卒業年月のわかる証明書所添付して下さい。）

就学理由はわざわざ日本まで来て何故日本語を勉強するのか、その目的をはっきり書いて下さい。

（日本語通訳文を別紙にて添付して下さい）

職歴と就学目的は関連することが多いので、はっきり書いてください。

5・卒業証書原本

△ 日本語通訳文添付のこと

△ 中国の場合は写真入り学籍簿及び大学統一試験の受験票・成績表

△ コピー不可

卒業証書の原本は申請のとき、入国管理局審査官が確認、その場で返却してくれます。

6・写真 5枚（4cm×3cm）（3ヶ月以内のもの）

7・戸籍謄本（韓国の場合）、戸口簿（中国の場合）、出生証明（カタカナ圏の場合）

8・学費等の支弁能力を立証する資料

（1）申請人本人が支弁する場合は、本人の預金残高証明書及び就職者は職業証明書

（2）本人の両親、親族等が送金する場合は、負担金額（月額）及び送金方法を記載した経費支弁書（別紙用紙）、その者の預金残高証明書、通帳のコピー、職業証明書、年収証明、営業許可書

留学費用を負担する人との関係を証明する書類。（公証書）

※中国の場合も留学費用が負担できる預金残高のある人は上記と同様書類。

（3）在日経費支弁者が支弁する場合には、負担金額（月額）及び負担方法を明記した経費支弁書（別紙用紙）を入国管理局に提出すること。

9・在日経費支弁者

△ 経費支弁者（実印押印）（裏付書類必要～取引証明旅券、写真、親族証明等）

△ 住民票（家族全員記載のもの） 外国人の場合登録済証明書

△ 所得証明書

- (1) 給与所得者の場合
都区(市県)民納税証明書 (所得金額記載のもの)
- (2) 自営業の場合
税務署発行の納税所証明書その1、その2

△ 職業証明書

- (1) 給与所得者の場合 会社責任者印のある在職証明
- (2) 会社経営者・役員の場合 会社登記簿本添付のこと
- (3) 自営業無法人の場合 営業許可書のコピー

△ 印鑑証明書

10. 選考料 20,000 円 (消費税別)

11. 在留資格認定証明書交付申請 (本学院)

△上記の書類がすべてととのってから、本学院が入学許可書 (コピー) を添付し、
入国管理局に申請致します。

12. 在留資格認定証明書

△上記申請してから4月生については2月中旬頃、10月については8月中旬頃、7月生については5月下旬に在留資格認定証明書が本学院に交付されます。

13. 出願期間

△本学院受付期間

- ・4月生 前年 9月1日～11月15日
- ・10月生 当年 3月1日～5月15日
- ・7月生 当年 12月1日～1月15日

14. 入国管理局申請締切

- △4月生 前年 11月末日
- △10月生 当年 5月末日
- △7月生 当年 2月末日

15. 就学査証の取得

△在留資格認定証明書により、在外日本公館にて短日時で、就学査証 (1年)
が取得できます。(旅券、入学許可書持参)

16. 来 日

△以上により来日できます。入国後直ちに来校の上手続きをして下さい。
入寮希望者は予め申込み下さい。

17. 在留期限の更新

△本学院は法務省承認在留許可申請取次校のため、本学院が、本人に代わって在留
期間更新の手続きを致します。

18. アルバイトについて

アルバイトを希望する学生の資格外活動許可申請は、本学院が取次申請を行うこと
とします。学生は、本学院が手渡す資格外活動許可書を受領したときからアルバイ
トをすることができます。

19. 出願場所または問い合わせ先

△メロス言語学院

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-45-7

電話 03-3980-0068 (代表)

FAX 03-3987-5231